

「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」設置要領

(名称)

第1条 「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 ひとり親家庭等の自立を支援する「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」(以下、「計画」という。)の策定及び計画推進にあたり、福祉・人権・就労・教育・住宅等各分野にまたがる全庁的な推進体制を構築し、ひとり親家庭等に対する総合的な施策を効果的、効率的に行う方策を検討することを目的とする。

(検討項目等)

第3条 前条の目的を達成するため次の事項について検討を行う。

- (1) 計画策定及び計画推進において、各部局の取組み等の調査
- (2) ひとり親家庭等に対する福祉施策の構築
- (3) その他、ひとり親家庭等の自立支援に関する事項

(構成)

第4条 プロジェクトチームは別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、必要の都度開催する。

- 2 第4条の構成員以外の関係者についても、必要に応じて出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 プロジェクトチームの事務局は、こども青少年局子育て支援部こども家庭課におく。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年9月3日から施行する。

(別表)

「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」構成員

平成 30 年 9 月 3 日現在

こども青少年局	企画部	経理・企画課長 こどもの貧困対策推進担当課長 放課後事業担当課長
	子育て支援部	管理課長 幼稚園運営企画担当課長 こども家庭課長
	保育施策部	給付認定担当課長
福祉局	生活福祉部	地域福祉課長 保護課長
健康局	健康推進部	健康施策課長
市民局	ダイバーシティ推進室	雇用・勤労施策課長 男女共同参画課長
	人権啓発・相談センター	所長
都市整備局	企画部	住宅政策課長
	住宅部	管理課長
教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当課長
区役所	生活支援担当課長（幹事）	
	福祉担当課長（幹事）	

事務局：こども青少年局子育て支援部こども家庭課